

3市共同資源物処理施設の立地と必要性について

【事業の目的】

- ①国の環境基本計画に示されている「天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続可能な循環型社会の形成」を目指すこと
- ②3市における「発生抑制」「再使用」「再生利用」の3R事業の方向性を固めること
- ③リサイクルについては、資源の循環利用という点で、重要かつ必須要件であることから、リサイクル率の向上を目指すこと
- ④3市の資源化基準の統一を図り、平成33年の組合の焼却施設の更新を見据え、喫緊の課題として、3市共同資源物処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設を整備すること

【事業の効果】

- ①廃棄物処理施設は、市民生活上、必要不可欠であり、発生抑制を図った上でも、排出される廃棄物は資源化を拡大していくことが求められている中、処理施設の整備を図ることで、3市の資源化基準が統一され、リサイクル率向上への寄与は大きい。
- ②3市の資源化基準の統一が図れ、リサイクル率が向上することで、不燃・粗大ごみ処理施設、さらには、焼却施設の更新において、処理量の縮小につながり、施設規模の縮小や建設費の縮減に効果的である。
- ③環境学習やごみ処理事業の普及・啓発を行うスペース、さらには市民活動の拠点として、プラザ機能を整備でき、市民との連携や理解が期待できる。

【立地について】

平成15年度： 3市共同資源化事業は、粗大ごみ処理施設更新事業との調整を図ること、また、資源物処理施設は、現在の小平・村山・大和衛生組合の敷地に集中することなく、東大和市の用地を借用すること等、分散整備する必要があることなどがまとまる。

平成16年度： 3市共同資源化事業に伴う、資源物処理施設の内容を次のとおりまとめる。

- ①建設用地は、現東大和市リサイクル施設の敷地とする。
- ②処理対象資源物は、びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック・乾電池・蛍光管の6種類とする。
- ③施設は、平成21年度の稼働を目指す。

平成17年度： 平成17年8月23日、3市の市長が集まり資源物の共同処理を検討し、①共同処理施設用地として、東大和市暫定リサイクル施設用地を借用すること、②不燃・粗大ごみ処理施設を3市共同資源化事業の一環とすること、③リサイクルプラザ機能の併設を基本とすることが確認された。

平成17年8月 理事会会の確認事項

- ①資源物（プラスチック等）の共同処理に向けて検討していく
- ②共同処理施設用地として、東大和市暫定リサイクル施設用地を借用する
- ③平成18年度より、コンサルタントを活用した共同処理の実現に向けた具体的な検討を進める

平成19年度： 「3市共同資源化等に関する調査報告書」の作成
3市における循環型社会形成に関する将来のあるべき姿という長期的な展望と中期的なごみ処理システムを明らかにした調査報告書。

平成19年12月 理事会の確認事項

- ① 3市共同資源物処理施設の建設については、現東大和市リサイクル施設用地を活用する。
- ② 共同処理の検討対象は、びん、缶、ペットボトル、その他プラスチック、乾電池、蛍光管の6品目とする。
- ③ 不燃・粗大ごみ処理施設の建設について、現小平市清掃事務所用地を活用する。
- ④ 3市共同資源化施設（3市共同資源物処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設）は、原則公設とする。運営方式については、今後、検討する。
- ⑤ 3市共同資源化に向けた具体的な計画を検討する組織を設置する。

事業用地は、①東大和市が所有している工業地域であること。

②現状でリサイクルが行われていること。

③3市の中間的な位置にあり、残さの運搬など焼却施設に近く連携が取りやすいことから、適地としている。

ごみ処理施設は、必要な施設であることから、都市化の進んだ3市においては、住宅の近接が避けられない状況にあり、東大和市の用地は、現状でリサイクルが行われており、その利用形態を大きく変えるものではなく、収集の効率性を考慮すると、中間的な位置にあることが有利な条件になる。

焼却施設とリサイクル施設を一つの敷地で実施している自治体もある中、小平・村山・大和衛生組合の場合、敷地面積が足りないため、施設を分散して整備するものとなっている。

【必要性について】

①焼却施設の更新

資源物処理施設の建設は、焼却施設の更新を視野に入れた事業となっていることから、資源化を行わずに、小平市中島町にあるごみ焼却施設で焼却しサーマルリサイクルを行うことは、ごみ搬入量を現在よりも増加させ、新しい焼却施設の規模を大きくすることになり、組合への搬入路を通過する収集車両の増加にもつながる。

小平市は、昭和35年に焼却場を建設して以降、東大和市及び武蔵村山市は、昭和40年に3市で一部事務組合を設立して以降、小平市中島町の周辺地域住民の理解、協力のもと、廃棄物処理を実施しており、今後、ごみ焼却施設の更新を、組合用地を基本として検討するためには、今以上に、地域住民の理解、協力が必要となる。

そのため、焼却するごみの量を減らし、新しい焼却施設の規模を最小限にすること、万全な環境対策を施すこと、周辺環境へ十分な配慮を行うことが大変重要になる。

②最終処分場との関係

循環組合及び組織団体は、谷戸沢処分場の延命化を図るため、平成4年度に「三多摩地域廃棄物減容（量）化基本計画」を策定し組織団体における着実なごみ減量化と最終処分量の削減を図ってきた。

（計画の背景）

- 1 谷戸沢処分場を平成8年度末まで延命させること
- 2 平成9年度から開場予定の第二処分場を10年間以上使用可能にするため、各組織団体に年度ごとの廃棄物搬入計画量を定め、一定量のごみ減量化の努力義務を課すとともに、著しく減量化を達成した場合には、処分場への負担金を軽減する仕組みを設けた。
- 3 計画期間：平成5年度から平成8年度

【第2次減容化計画】

平成10年2月、同計画の見直しを行い「三多摩地域第2次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定。

1 計画期間：平成9年度から平成24年度までの16年間（ただし、5年毎の見直しを行う。）

2 年度別・組織団体別配分計画

超過分を削減し、二ツ塚処分場を計画的・安定的に利用していくため、公平かつ客観的な算出方法を用い、年度別及び組織団体別の配分計画を策定。

【第3次減容化計画】

第2次減容化計画の実施を踏まえながら、その後の状況変化、エコセメント事業の考慮等、二ツ塚処分場の埋立空間の有効活用を目的に、平成17年7月、「三多摩地域第3次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定。

○搬入配分量を提示し、超過金・貢献金を毎年度精算することにした。

○搬入配分量及び搬入実績管理は、焼却灰と不燃ごみを別々に管理することにした。

(計画目標)

平成22年度末の二ツ塚処分場埋立進捗率を50%に設定

1 計画期間：平成18年度から平成22年度の5年間

2 精算期間：平成20年度から平成24年度の5年間

3 超過・貢献制度

超過金単価は、二ツ塚処分場への埋め立てを前提として、次により定めている。

二ツ塚処分場建設費÷廃棄物埋立容量

$$500 \text{ 億円} \div 250 \text{ 万 m}^3 \doteq 20,000 \text{ 円/トン}$$

(不燃物も同様に、20,000円/m³)

【第4次減容化計画】

平成22年7月、「三多摩地域第4次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定。

○焼却灰の超過金単価について、処分先が二ツ塚処分場からエコセメント化施設に移行したことを踏まえ見直す。(20,000円/トン → 15,000円/トン)

○不燃ごみの搬入日数について、搬入量が年々減少していることを踏まえ見直す。

(5日/週 → 3日/週、平成26年度からは、2日/週へ変更。)

(計画目標)

平成27年度における焼却灰及び不燃ごみの搬入量を、平成22年度比で10%減容（量）する。

1 計画期間：平成23年度から平成27年度の5年間

2 精算期間：平成25年度から平成29年度の5年間

3 超過・貢献制度

超過金単価は、二ツ塚処分場への埋め立てを前提として、次により定めている。

エコセメント化施設建設費÷焼却残さ搬入可能量

$$272 \text{ 億円} \div 188 \text{ 万 t} \doteq 15,000 \text{ 円/トン}$$

→ 内訳：94,000 t/年 × 20年

(不燃物は従来どおり、20,000円/m³)

【第5次減容化計画】

平成27年5月、「三多摩地域第5次廃棄物減容（量）化基本計画」を策定。

○乾燥灰の搬入に係る仕組みづくり

固化処理依頼の仕組みづくりを検討する。

○搬入配分量算出方法の変更

不燃残さについて、全組織団体を対象にした算出方法から、搬入団体のみを対象にする方法へ、変更する。

○不燃残さの埋立に係る負担金計算方法の変更

二ツ塚処分場事業費については、全組織団体が負担すべき費用（建設管理費）と、不燃残さを搬入している団体が負担すべき費用（埋立処分費）に分類する。

また、埋立処分費は、搬入の有無に関わらず埋立作業員や重機の配置等が必要であることを踏まえ、搬入量に関わらず通年で必要な費用（固定費）と搬入量に応じて発生する費用（変動費）に分類する。

（計画目標）

不燃残さは、平成32年度の搬入量を、平成27年度比で40%減容（量）する。

焼却残さは、平成32年度の搬入量を、平成27年度比で5%減容（量）する。

1 計画期間：平成28年度から平成32年度の5年間

2 精算期間：平成30年度から平成34年度の5年間

過去5年間の搬入状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
焼却灰搬入配分量	1,618 t	1,535 t	1,476 t	1,506 t	1,593 t
焼却灰搬入実績量	2,089 t	2,152 t	2,105 t	2,041 t	1,994 t
超過量	471 t	617 t	629 t	535 t	401 t
不燃物搬入配分量	133 m ³	91 m ³	58 m ³	39 m ³	33 m ³
不燃物搬入実績量	19 m ³	16 m ³	13 m ³	24 m ³	29 m ³
貢献量	△114 m ³	△75 m ³	△45 m ³	△15 m ³	△4 m ³

資源物の処理は、本来、製造者等の責任（拡大生産者責任）において適正に処理されるべきものであると考えるが、その体制の整備には、相当の時間を要するため、自治体の責務として、必要最小限の処理施設が必要となる。

また、一般廃棄物処理事業は、次の理由から専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけられていない。

- ①市民生活に必要不可欠な公共性の高い事業であること。
- ②施設運営等に支障が生じた場合、地域の衛生や環境が悪化する事態を招き、健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じること。
- ③適正な運営が、継続的かつ安定的に確保される必要があること。
- ④市町村は、適正な処理の遂行の確保について、統括的責任を負っていること。